

喜多方市市有施設モバイル Wi-Fi ルーター貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市有施設において使用するモバイル Wi-Fi ルーターの貸出しに関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「モバイル Wi-Fi ルーター」とは、市が所有し、無線通信によりインターネット接続を提供する携帯型通信機器をいう。

(利用対象者)

第3条 モバイル Wi-Fi ルーターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、市有施設を利用する者その他市長が適当と認める者とする。

(利用目的)

第4条 モバイル Wi-Fi ルーターは、市有施設における活動、事業その他市長が適当と認める用途に限り利用するものとする。

2 利用者は、市有施設以外で利用し、又はその他不適切な用途に使用してはならない。

(利用申込み)

第5条 モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを受けようとする者は、様式第1号又は市長が指定する電子的な方法により申し込むものとする。

(貸出し及び返却)

第6条 利用者は、原則として企画調整課 DX 推進係執務室又は各総合支所住民課においてモバイル Wi-Fi ルーターの貸出しを受けるものとする。

2 利用者は、利用終了後速やかに返却しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。
- (2) 機器を適切に管理し、毀損又は紛失の防止に努めること。
- (3) 通信回線を著しく占有する行為その他運用に支障を及ぼす行為を行わないこと。

(禁止事項)

第8条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 不正アクセスその他情報セキュリティを侵害する行為
- (3) その他市長が不適当と認める行為

(費用負担)

第9条 モバイル Wi-Fi ルーターの利用に係る通信料は、市が負担する。

2 利用者の故意又は過失により追加費用が発生したときは、市長は当該利用者に対し、その全部又は一部の負担を求めることができる。

(紛失等の取扱い)

第10条 利用者は、モバイル Wi-Fi ルーターを紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、利用者の故意又は過失によると認めるときは、その損害の全部又は一部の負担を求めることができる。

(利用の中止)

第 11 条 市長は、利用者がこの要綱に違反したときその他適正な運用に支障があると認めるときは、利用を中止させることができる。

(免責)

第 12 条 モバイル Wi-Fi ルーターの利用により生じた損害については、市長はその責めを負わない。ただし、市の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。